

別記様式第二十二号（第七十四条関係）（平16国交令82・平27国交令12・一部改正）

表

<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"> <div style="position: absolute; top: 5px; left: 15px;">← 2.4cm →</div> <div style="position: absolute; top: 50px; left: 35px;">3.0cm ↓</div> <div style="position: absolute; top: 20px; left: 25px;">写</div> <div style="position: absolute; top: 45px; left: 25px;">真</div> </div>	<p style="text-align: center;">管理業務主任者証</p> <p>氏 名 (年 月 日生)</p> <p>登録番号 第 号</p> <p>登録年月日 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">年 月 日まで有効</p> <p style="text-align: right;">地方整備局長 北海道開発局長 印</p> <p>交付年月日 年 月 日</p> <p>発行番号 第 号</p>
---	---

← 8.547cm以上 8.572cm以下 →

↑ 5.392cm以上5.403cm以下 ↓

裏

<p>備考</p>
<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 マンションの区分所有者等その他の関係者から請求があったとき、重要事項説明のとき、又は管理事務の報告のときは、本証を提示すること。 2 登録が消除されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。 3 事務禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。 4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 5 本証を更新する場合は、交付申請の日前6月以内に行われる国土交通大臣が指定する講習を受講すること。